

松山市特定子ども・子育て支援施設等指導監査実施要綱

制定 令和3年6月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）に基づき特定子ども・子育て支援施設等に対し実施する指導及び監査等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指導 法第30条の3において準用する法第14条第1項の規定による指導をいう。
- (2) 監査 法第58条の8第1項の規定による監査をいう。
- (3) 特定子ども・子育て支援施設等 法第30条の11第1項に規定する特定子ども・子育て支援施設等をいう。
- (4) 支援提供者 法第30条の11第3項に規定する特定子ども・子育て支援提供者をいう。
- (5) 施設等利用費 法第30条の11の規定により支給される利用費をいう。
- (6) 運営基準 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）をいう。
- (7) 指導指針 特定子ども・子育て支援施設等指導指針（令和元年11月27日府子本第689号・元文科初第1118号・子発1126第2号内閣府子ども・子育て本部統括官・文部科学省初等中等教育局長・厚生労働省子ども家庭局長通知（以下「国通知」という。）別添1）をいう。
- (8) 監査指針 特定子ども・子育て支援施設等監査指針（国通知別添2）をいう。

(指導及び監査の目的)

第3条 指導及び監査は、特定子ども・子育て支援施設等に対し、運営基準第53条から第61条までの規定の内容について周知徹底させるとともに、施設等利用費の支給における過誤・不正の防止を図るために実施する。

(指導の方針等)

第4条 市長は、指導の実施について、年間計画及び実施スケジュール等（以下「年間

計画等」という。)を策定する。

2 年間計画等には、運営基準、指導指針、監査指針、前年度の指導及び監査の結果等を踏まえ、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 当該年度の指導及び監査の方針及び重点事項
- (2) 当該年度の指導及び監査の結果を通知する手段及び時期
- (3) 当該年度の指摘事項への改善指導及び改善結果の確認方法等
- (4) 当該年度の指導及び監査の対象とする施設

(指導の実施関係)

第5条 指導については、次のとおり実施する。

(1) 指導の形態

ア 集団指導

運営基準の遵守に関して、支援提供者を一定の場所に集めて講習等を行う方法により実施する。

イ 実地指導

特定子ども・子育て支援施設において、提出された書面に対する質問等を行い、その結果により必要と認める場合は、運営基準の遵守に関する各種指導等を行う。

(2) 指導対象の選定

ア 集団指導

(ア) 法第58条の11第1項の規定に基づく法第30条の11第1項の確認の公示後、おおむね1年以内に実施する。

(イ) 制度改正、過去の指導事例等に基づき指導等が必要と認められる場合に、内容に応じて対象を選定し、実施する。

イ 実地指導

(ア) 実地指導は、全ての特定子ども・子育て支援施設等を対象に、定期的かつ計画的に実施する。この場合において、対象施設の選定は、集団指導の実施状況、愛媛県が行う指導及び監督等の事務の状況、本市の実施体制等を勘案し、愛媛県と協議を行う。

(イ) 運営基準の遵守状況、前年度の実地指導の結果から文書による指摘事項への改善を求めたが未実施であること等により、指導等が必要と認められる施設等を対象とする。

(ウ) その他、特に実地指導の必要があると認める施設等を対象とする。

(3) 指導等の方法

ア 集団指導

(ア) 実施通知

対象施設等を決定し、当該支援提供者に集団指導の日時、場所及び指導内容等を文書で通知する。

(イ) 実施方法

運営基準、制度改正の内容、過去の指導事例等の内容説明を講習等の方式で行う。ただし、(ア)の通知を受け、当該集団指導に欠席した支援提供者に対しては、当日の資料を送付する等により、必要な情報提供に努めるとともに、次回の集団指導に参加するよう指導する。

イ 実地指導

(ア) 実施通知

対象施設等を決定し、当該施設等の設置者に実地指導の日時、場所及び指導内容等を文書で通知する。

(イ) 実施方法

実地指導は、主に次に掲げる事項について実施し、指導の終了時に、実施場所において、特定子ども・子育て支援施設等の代表者や面談に対応した担当者等に対して実地指導結果の講評を行う。

a 書類の確認

- (a) 特定子ども・子育て支援の提供日、提供日ごとの時間帯、当該特定子ども・子育て支援の具体的な内容その他必要な事項を記録した書類（運営基準第54条関係）
- (b) 施設等利用給付認定保護者との間に締結した契約書（利用料が明記されたものに限る。運営基準第55条関係）
- (c) 施設等利用給付認定保護者に対して発行した領収証の控え等利用料と特定費用の金額がわかる書類（運営基準第56条関係）
- (d) 施設等が小学校、他の特定子ども・子育て支援施設等その他の機関に対して施設等利用給付認定子どもに関する情報を提供することを認定保護者との間で合意した文書（運営基準第60条第3項関係）

(e) 職員、設備及び会計に関する諸記録（運営基準第61条第1項関係）

b 施設等利用給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は特定子ども・子育て支援の提供に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしないことに関する措置の確認（運営基準第59条関係）

c 施設等の職員及び管理者並びに職員であった者が、業務上で知り得た施設等利用給付認定子ども又はその家族の秘密の管理・保管に関する措置の確認（運営基準第60条第1項及び第2項関係）

d a, (a)に係る記録の過去5年間分の保管状況の確認（運営基準第61条第2項関係）

(ウ) 結果通知

実地指導の結果、改善を要すると認められた事項については、軽微なものを除き、後日、代表者に対して文書により指導内容を通知する。ただし、改善を要する事項がない場合は、その旨を文書により通知する。

(エ) 改善報告書の提出

(ウ)により通知した文書指摘事項については、文書により通知から60日以内に改善報告を求めるものとする。

(オ) (エ)の規定による改善の報告が期限を過ぎてもされないとき又は報告の内容が不十分と認めるときには、必要に応じて次号アの職員を派遣し、その状況を確認するものとする。

(4) 実施体制

ア 実地指導は、保育・幼稚園課及び関係課等の職員2名以上で実施し、当該職員のうち1名は原則として主査以上の職にある者等、幼児教育・保育の無償化及び会計に係る十分な知識と経験を有する者とする。

イ アの実施体制の確保は、特定子ども・子育て支援施設等の規模、組織運営基盤の確立状況及び前回の指導及び監査結果等を勘案して行う。

ウ アの実施体制の確保のため、前号イ(イ)aの書類は、対象施設等の設置者から実地指導に先立って任意に提出させること等により、事前に確認することができるものとする。

エ 新制度移行済み幼稚園及び認定こども園が実施する預かり保育事業に対する実地指導は、幼稚園及び認定こども園に対する施設型給付の実地指導の際に行うな

ど、効率的な実施に努める。

(監査への変更)

第6条 実地指導中に次の各号のいずれかに該当する状況を確認した場合は、実地指導を中止し、直ちに監査を行う。

- (1) 著しい運営基準違反が確認された場合
- (2) 特定子ども・子育て支援施設等及び施設等利用給付認定保護者の施設等利用費の請求に不正又は著しく不当な行為が疑われる場合
- (3) 意図的な隠蔽等の悪質な不正が疑われる場合
- (4) その他、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の9第1項各号及び第58条の10第1項各号に該当することが疑われる場合

(県への情報提供等)

第7条 市長は、前条に該当する状況を確認した場合は、愛媛県に対して集団指導の概要、実地指導の結果及び改善報告の内容について情報提供を行う。

2 実地指導中に特定子ども・子育て支援施設等を利用する小学校就学前子どもの生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあると認められる状況を確認した場合は、速やかに愛媛県に情報提供を行うとともに、一刻も早い危険の除去に努める。

(監査の実施及び目的)

第8条 監査は、第6条各号のいずれかに該当する情報があり、特に必要があると認めるときに実施するものとする。

2 監査は、市長が事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを目的として実施する。

(監査の方法等)

第9条 監査の方法等については次のとおりとする。

(1) 実施通知

監査を行うことが決定した時は、監査の根拠規定、目的、場所、担当者及び準備すべき書類等を文書により設置者に対して通知する。ただし、実地指導中に監査への変更を行った場合等、これにより難しい場合はこの限りでない。

(2) 結果通知

監査の結果、法第58条の9第1項に定める勧告には至らないが、改善を要すると認められる事項がある場合は、文書によりその旨の通知を行う。なお、改善を要する

と認められる事項が無い場合は、その旨を文書により通知する。

(3) 改善報告書の提出

文書により通知した文書指摘事項については、通知から60日以内に文書により改善報告を求めるものとする。

(4) 行政上の措置

ア 勧告

市長は、法第58条の9第1項に基づき次の(ア)から(ウ)までのいずれかに該当すると認めるときは、支援提供者に対し、期限を定めて基準を遵守すること等を勧告することができる。この場合において、勧告は、原則として文書により行い、支援提供者に勧告から60日以内に、文書により改善報告書を提出させるものとする。

(ア) 幼稚園又は特別支援学校の設置者及び一時預かり事業を行う者（国及び地方公共団体（公立大学法人を含む。）を除く。）を除く支援提供者が、法第7条第10項各号に掲げられる当該支援提供者が運営する施設又は事業の区分に応じた内閣府令で定める基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(イ) 運営基準に従って施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正な特定子ども・子育て支援施設等の運営をしていない場合

(ウ) 法第58条の6第2項に規定する便宜の提供を施設等利用費の支給に係る施設又は事業として適正に行っていない場合

イ 命令

(ア) 市長は、支援提供者が、正当な理由がなく勧告に係る措置をとらなかったときは、法第58条の9第5項に基づき、当該支援提供者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

(イ) 命令は、文書により行い、支援提供者に命令から60日以内に文書による改善報告の提出を提出させるものとする。

(ウ) 市長は、支援提供者に対し命令をしたときは、法第58条の9第6項に基づきその旨を公示するとともに、遅滞なくその旨を、当該特定子ども・子育て支援施設等の認可等を行った愛媛県知事に通知する。

ウ 確認の取消し等

(ア) 市長は、特定子ども・子育て支援施設等が法第58条の10第1項各号のい

ずれかに該当する場合においては、当該特定子ども・子育て支援施設等に係る確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止すること（以下「確認の取消し等」という。）ができる。

(イ) 市長は、確認の取消し等を行ったときは、法第58条の11第3項の規定に基づき、遅滞なく、当該特定子ども・子育て支援施設等の名称及び所在地等を公示する。

(5) 聴聞及び弁明の機会の付与

市長は、監査の結果、当該設置者等に対して、命令及び確認の取消し等の処分を行おうとする場合には、あらかじめ、これらの処分の名宛人となるべき者に対して、行政手続法（平成5年法律第88号）第13条の規定に基づき聴聞又は弁明の機会の付与を行う。ただし、同条第2項各号に該当する場合は、この限りでない。

（他の市町村との情報共有）

第10条 市長は、他の市町村において本市に監査権限のない当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者に対し施設等利用費が支給されている場合で、本市が当該特定子ども・子育て支援施設等について第6条各号に掲げる情報を取得し違反疑義等の確認をすることが特に必要があると考えられる場合は、確認権限のある市町村に当該特定子ども・子育て支援施設等の監査の実施を要請することができる。

2 市長は、他の市町村から要請を受けて、本市の確認権限のある特定子ども・子育て支援施設等の監査を実施する場合、その監査結果及び改善報告書等の概要について、当該要請を行った市町村のほか、当該特定子ども・子育て支援施設等の利用者への施設等利用費を支給している市町村にも情報提供を行う。

（県への情報提供）

第11条 市長は、愛媛県に対して、監査結果、改善報告の内容、行政上の措置について、必要に応じて情報提供を行う。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する